長野県DMAT設置運営要綱の取扱いについて

- 1 第1条関係(目的)
- (1) 長野県 D M A T が出動することを想定している「災害」は、次のとおりである。なお、災害 救助法の適用の有無は、問わないものとする。
 - ① 自然災害(地震・台風等の風水害、火山災害、雪害、土砂災害)
 - ② 事故災害

ア 列車転覆、航空機墜落事故等大規模事故

イ 大規模な火災、爆発事故

- ③ 新興感染症等 (新型コロナウイルス感染症)
- (2) 危険物・ガス・毒劇物の漏洩事故、NBC災害に起因する傷病者への対応などは、当面対象 外とする。
- (3) 長野県 DMA Tは、日本 DMA T(日本 DMA T隊員養成研修を修了した災害派遣医療チームをいう。以下同じ。) と同様、「災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム」をいうものとする。
- 2 第2条関係(指定病院)

指定証の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 3 第3条関係(隊員登録)
- (1) 長野県 DMA Tの登録事項は、次のとおりとする。

所属、職種、氏名及びふりがな、生年月日、性別、研修の種別(日本DMAT・知事が実施した研修・その他)、研修の修了年月日、登録年月日、登録番号

- (2)指定病院の長が、第3条第1項に規定する推薦をする場合には、(1)記載の登録事項中「所属」から「研修の修了年月日」までの事項を記載した推薦書を知事に提出するものとする。
- (3) 第3条第2項に規定する「その他隊員として相応しい者」とは、他の都道府県知事が実施したDMATに係る研修等を修了した者をいう。
- (4)指定病院の長が、第3条第3項に規定する変更を届け出る場合には、変更事項を記載した変更 要届を知事に提出するものとする。
- (5) 知事が実施する養成研修の修了者又は他の都道府県知事が実施した厚生労働省認定のDMATに係る研修等を修了し長野県DMATに登録された者(ローカルDMAT隊員)が、日本DMAT隊員に登録された場合、以後は厚生労働省DMAT事務局から交付される登録証を使用することとし、長野県から交付されている登録証は破棄することとする。
- (6) 第3条第5項に規定する「長野県が主催する研修」及び「長野県が主催する訓練」とは、以下の研修・訓練をいう。

研修(技能維持要件):長野県DMAT養成研修へのタスク参加又はスタッフ参加

長野県DMAT技能維持研修への参加

地域災害医療コーディネート研修への参加

訓練(実動要件): 長野県総合防災訓練への参加

- (7) 第3条第5項に規定する「長野県が主催する研修」及び「長野県が主催する訓練」を、今後新たに追加する場合は、第12条に規定する長野県災害派遣医療チーム(DMAT)連絡会議で協議することとする。
- (8)登録を受けた隊員が、第3条第6項に規定する産休等を取得する場合には、産休等の期間を 記載した産休・育休取得(予定)届を提出するものとする。

4 第4条関係(編成)

第4条第3号については、「長野県DMATは、第4条第1号の規定により、第3条で登録された隊員(以下「登録隊員」という。)により編成するが、隊員の内訳としては、医師を含む過半数以上が日本DMAT隊員養成研修の修了者(以下「日本DMAT隊員」という。)であればよく、それ以外の隊員については、登録隊員であれば、日本DMAT隊員でなくても差し支えない。」旨を示したものである。

例えば、5名でチーム編成をする場合、各隊員はいずれも登録隊員である必要があるが、うち 日本DMAT隊員は医師を含めて3名以上が含まれていればよい、との趣旨である。

5 第6条関係(派遣基準)

第6条第2号で規定する「長野県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合」の判断の目安は、別紙1のとおりとする。

6 第7条関係(派遣)

- (1) 指定病院の長は、第7条第3項又は第4項の規定により長野県DMATを派遣したときは、 速やかに派遣した長野県DMATのリーダー及び隊員の氏名を知事に報告するものとする。
- (2) 第7条第4項に規定する「緊急でやむを得ない事情がある場合」とは、指定病院の長が第6条に規定する派遣基準に該当する情報を入手したものの、通信回線の途絶等によって外部との連絡がとれない場合や、長野県の担当職員と連絡がとれないことによって被災者の生命・身体等に重大な影響を与える場合、消防本部から直接指定病院の長に対して長野県DMATの派遣依頼があり、指定病院の長が必要性を認めた場合などをいう。
- (3)派遣された長野県DMATが任務終了後、知事に提出する活動状況報告は、第2号様式によるものとする。
- (4)派遣された長野県DMATは、活動期間中も適宜指定病院と連絡をとり、活動状況等を報告するものとする。また指定病院の長は、当該活動状況等を適宜知事に報告するものとする。
- (5) 長野県 DMA Tの派遣に関する流れについては、別紙 2 のとおりとする。